

Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。
A 以下の表のとおりです。

※ 申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金（普通・定期）	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高に よって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
タンス預金（現金）	自己申告

負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）また、**価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。**

※ 預貯金等に含まれないもの
・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
・ 絵画、骨董品、家財など

! 預貯金等及び配偶者の所得については、**市区町村の窓口への申告が必要になります。**

! 市区町村は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります



厚生労働省